

第4章 災害の想定と防災対策の柱

第1節 本市における災害

1 本市の災害の歴史

(1) 水 害

昭和33年7月、昭和46年6月及び昭和56年7月に嶺北地方を中心とする集中豪雨により、竹田川が警戒水位をはるかに超える4.80mとなり、金津地区において宮谷川が氾濫し、新富区、天王区等の市街地において水没家屋や床上浸水等、大きな被害が発生した。しかし、今日では河川改修、排水機場の設置、ダム建設等の防災対策が進み、大災害に発展する可能性は少なくなっている。

(2) 火 災

昭和31年4月23日、芦原駅（現あわら湯のまち駅）前の住宅から出火、折からの南々東の強風にあおられ、わずか6時間あまりで温泉街のほとんどを焼失、死者を出す大災害となった。

また、昭和57年5月4日には、温泉街北部において出火、風速15mの南西の風により、懸命の消火も及ばず、家屋等13件を焼失する災害を被っている。

(3) 台風害

本県及び本市への台風の接近は8月から9月までの時期に集中しており、平均して年2～3回程度である。台風の被害は、その性質や前線の影響、地形等により差異があるが、昭和25年のジェーン台風による風害を除けば、昭和28年の台風第13号、34年の伊勢湾台風、36年の第2室戸台風の降雨による災害も多く、洪水等による被害が発生している。

平成16年10月に本市を襲った台風第23号の影響により竹田川の氾濫のおそれが生じ、地域住民へ避難勧告を発令した。

(4) 地 震

昭和23年6月28日夕方、突如として襲った福井大地震は、マグニチュード7.1、震度6（当時）の激震で、本市においては死傷者3,000人を超し、家屋全半壊約5,700戸という嘗てない大きな災害であった。

(5) 雪 害

昭和38年1月中旬から降り始めた雪は、連日連夜降り続き、福井市の観測地点で最大積雪量は213cm（福井地方气象台）に達し、福井県では100年来の豪雪となり、交通の途絶、経済活動の停止など住民生活に大きな影響を与えた。また、昭和55年12月下旬から降り始めた雪や昭和60年12月中旬から降り始めた雪も「38豪雪」

に匹敵する豪雪となった。

(6) その他災害

平成9年1月、ロシアタンカー「ナホトカ」の船体破断（沈没）による重油流出事故が発生し、本市の波松海岸一帯に油が漂着した。漂着油の回収は、当該市町村で対応することとされ、芦原町（当時）では、1月9日に「ロシアタンカー油流出事故災害対策本部」を設置し地元住民、漁協組合員及び多数のボランティアとともに回収作業に当たった。参加人数は延べ 5,772 人で、ドラム缶 2,145 本（429,000 ℓ）を回収した。

第2節 予想される災害と被害の想定

第1 予想される災害

災害の種類は、台風、大雨に起因する風水害のように、ある程度予知可能な災害と地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができる。

災害による被害の想定については、本市の地理的条件や過去において発生した災害の特徴を勘案し、また、地震災害においては、県で想定している2つの地震（福井平野東縁断層帯地震、浦底—柳ヶ瀬山断層帯地震）を想定する。

1 風水害（頻度としては最も高い災害）

- (1) 台風や前線に伴う暴風による家屋の倒壊、破損等
- (2) 梅雨期、盛夏期、台風期における大雨、集中豪雨による河川の氾濫、浸水、土砂災害等

2 地震災害

本市は、沖積粘性土や沖積砂質土で形成されている地区があることから、地震による揺れや液状化により、建物の倒壊や火災が発生するおそれがある。

また、家屋の倒壊などによる死者、負傷者、そして、被災者、避難者など人的被害を想定した住民の日頃の防災意識の高揚を図る必要がある。

県では、平成7・8年度に福井地震及び敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

また、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内及び周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定は以下のとおりである。

(1) 想定断層

- ア 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約4.5km）：嶺北地域に影響
- イ 浦底—柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約2.5km）：嶺南地域に影響

(2) 震度分布

- ア 福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布
- イ 浦底—柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中

(3) 被害の概要（福井平野東縁断層帯地震の場合）

- ア 建物被害 揺れと液状化による全壊被害は本市を含め約30,000棟
- イ 人的被害 冬期(5時)で死者は本市を含め約2,000人

3 津波災害

本市は、日本海に面した海岸を有していることから、日本海の海底で地震が発生した場合、津波が襲来する危険がある。

平成23年度に県が実施した津波浸水想定調査（津波シミュレーション結果）では、以下の津波が想定されている。

(1) 沿岸部までの津波高

波源			
野坂 B 及び大陸棚外縁断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方冲断層
0.96～1.18	0.96～3.94	1.26～ (北潟付近) 5.46	0.96～3.30

(2) 波源別津波到達時間

波源							
野坂 B 及び大陸棚外縁断層		越前堆列付近断層		若狭海丘列付近断層		佐渡島北方冲断層	
第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)	第一波到達時間(分)	最大波高到達時間(分)
29～32	117～189	6～7	12～13	27～28	29～45	51～54	103～216

(3) 浸水域面積及び推定域内人口

海岸保全施設がない場合					最大浸水域の面積及び推定域内人口	
対象波源 A (若狭海丘付近断層)		対象波源 B(越前堆列付近断層、野坂, B 及び大陸棚外縁断層、佐渡島北方冲断層)				
浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	断層名	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)	浸水域面積 (ha)	推定域内人口 (人)
32	73	越前堆列付近断層	16	28	32	74

4 大規模火災による災害

近年、建物の中高層化や建材の多様化が進んでいることから、消防署と消防団の連携を強化し、予防啓発活動に力を入れ、より一層の住民の防火意識の高揚を図る必要がある。

5 危険物による災害

本市の隣市である坂井市には石油備蓄基地があるなど、周辺地域にも危険度が増しており、災害時の連絡体制や相互応援体制の確立など、日頃から連携を密にしておく必要がある。

6 その他の災害

本市においては、上記の災害以外に以下の災害が発生する場合を想定しておく必要がある。

- (1) 飛行機等の事故災害
- (2) 林野火災
- (3) 高波や波浪の災害
- (4) 原油流出事故災害
- (5) 毒物・劇物等輸送車両の交通事故による有害物質汚染災害

7 原子力災害

本市は、県内に立地している原子力発電所からおおむね50～60kmに位置している。県内の原子力発電所で福島第1原子力発電所事故に匹敵する事故が発生した場合、風向きによっては、放射性物質が飛来する危険があり、防護措置を含めた災害対策の実施を想定する必要がある。

(1) 事態の想定

この地域防災計画は、福島第一原子力発電所の事故に匹敵する事故が発生した場合を想定する。

(2) 原子力災害に関する本市の基本的考え方

本市は、原子力発電所から概ね50～60km程度離れているが、国の原子力災害対策指針を踏まえ、以下の考え方で防護措置等を実施する。市は、緊急防護措置を準備するUPZ区域外の区域として、原子力災害対策重点区域は特に設定せず、万一本市において放射性物質による汚染が発生した場合には、県と連携して防護措置導入の判断に用いられる運用上の介入レベルであるOILに基づく必要な防護措置を実施することとする。なお、国におけるPPA対策の検討を踏まえて、今後見直すことがある。また、市が原子力災害対策で対象とする施設は県に立地するすべての原子力発電所とする。

第3節 本市における防災対策の柱

災害から人命を守る防災対策を推進するため、以下の事項を防災対策の柱として設定する。

1 災害から人命を守る防災対策の推進

(1) 竹田川の氾濫に対する警戒避難対策の推進

本市には竹田川の浸水想定区域が指定されており、竹田川が氾濫した場合、大災害の発生する危険がある。市は、竹田川に対する警戒に努め、住民に対する水位情報等の伝達、避難体制の整備等を推進する必要がある。市は、川の氾濫による水害が予想される場合には、明確な基準に基づいて住民を早期に安全な場所に避難させる。

(2) 要配慮者支援対策の推進

高齢化の進展等により、災害時に支援を必要とする要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）が増加している。要配慮者は災害時において迅速な避難が困難であり、平時から関係機関や地域住民等の協力を得て要配慮者の支援体制の整備をすすめる必要がある。災害が予想される場合の早期避難、災害が発生した場合の安否確認等により要配慮者の安全確保を図る。

(3) 安全で快適な避難所の整備

災害による避難生活が長期化する中、避難所のトイレ不足やプライバシーの欠如などからストレスを生じ、健康を損ねるケースが非常に多く見られる。とりわけ要配慮者にとっては、避難生活が心身にもたらす影響が大きい。また、避難所については耐震性等の安全性に問題のある場合や、設備や環境面で問題点を抱えている場合もある。このため、避難所の安全性を確保するとともに、居住環境を整備し、避難住民の健康維持を図る。

ア 避難所として安全な建築物の整備

イ 要配慮者に対する福祉避難所（又は福祉避難室）の確保

ウ 避難所の設備等の改善

エ 男女双方の視点に立った避難所環境の整備

2 減災の考え方に基づく防災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき防災対策の推進を図る。

(1) 防災拠点、緊急輸送道路の計画的な整備

大規模災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点や緊急輸送道路の整備に努める。整備の必要な防災拠点例をあげれば以下

の施設等である。

- ア 防災センター（市庁舎）
- イ 避難場所及び避難所
- ウ 物資集積拠点
- エ 備蓄倉庫
- オ ヘリポート
- カ 医療・救護拠点
- キ ボランティアセンター

(2) 防災階層を設定し、災害に強いまちづくりを推進

以下のように防災階層を設定し、防災拠点等の配置や防災組織等を階層別に整備することにより、災害に強いまちづくりを推進する。

- ア 市 市域全体
- イ 防災地区 公民館区
- ウ 防災の基本単位 自治会

(3) 住宅の耐震化を推進し、地震に強いまちづくりを推進

新耐震基準制定（昭和56年）以前に建築された木造住宅等について、耐震診断及び耐震改修を促進して地震時に家屋の倒壊による人命被害の軽減を図る。

3 自助、共助、公助の役割分担による防災対策の推進

防災は、住民自身による自助、住民の共同による共助及び行政による公助が、それぞれ役割を分担することにより有効な力を発揮する。そのような観点に立って、地域における防災力の整備、強化を図る。

- (1) 「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本。
- (2) お互い様の精神を基本とし、隣近所・自治会の助け合い・団結を共助の柱に。
- (3) 力を集めればより大きな力、自らの力で不可能なことは共助、共助で不可能なことは公助を期待。

4 大規模広域災害を想定した防災対策の推進

南海トラフ地震等、今後発生が予想されている大規模かつ広域化した災害を前提とした体制を整備することが必要である。

- (1) 自立的な災害対応力を強化する。
- (2) 広域災害に対応した自治体支援や被災者支援体制を整備する。

5 男女共同参画及び要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

- (1) 男女双方や、要配慮者の視点に配慮した防災対策を進める。

- (2) 防災の現場における女性や要配慮者の参画を拡大する。